



裁判所まで行進する原告団・弁護団＝23日、福島県いわき市

# “健康不安は当然”

## いわき市民訴訟 原告側が陳述

福島原発事故

東京電力福島第1原発事故被害で、国と東電に損害賠償を求めた「元の生活を返せ・原発被害いわき市民訴訟」（伊東達也原告団

長）の第21回口頭弁論が23日、福島地裁いわき支部（島村典男裁判長）で開かれました。

1〜2人の確率でしか発症しないと言われていて、弁護団は、いわき市民の人口約34万人にたいして「かなりの高率で発症している」と主張しています。

原告側代理人は、福島原発事故でいわき市民が負った不安について①放射性ヨウ素による相当量の被ばくをしたかもしれない事実②福島県民健康調査によって、甲状腺がんのリスクが増加している「ことなどをあげて「いわき市民が抱く不安は合理的である」と陳述しました。

福島県民健康調査の甲状腺がんの検査でいわき市内では、「悪性ないし悪性の疑い」が1回目24人、2回目5人の合計29人。甲状腺がんは、100万人に